東成区教育会議開催要綱 新旧対照表

术队区执 月 五城闭住女啊 利1071553			
新	IΒ	備考欄	
(委員) 第3条 区担当教育次長は、会議において意見を述べる業務を、東成区教育会議委員(以下「委員」という。)に委託する。 2 委員は、次のいずれかの者のうちから区担当教育次長が選定する。 (1)大阪市立学校設置条例(昭和39年大阪市条例第57号)に規定する東成区の区域内に存する小学校又は中学校(以下「小学校等」という。)に置かれている学校協議会(大阪市立学校活性化条例(平成24年大阪市条例第86号)第9条第1項に規定する学校協議会をいう。以下同じ。)の委員	成区教育会議委員(以下「委員」という。)に委託する。 2 委員は、大阪市立学校設置条例(昭和39年大阪市条例第57号) に規定する東成区の区域内に存する小学校又は中学校(以下「小学校等」という。)に置かれている学校協議会(大阪市立学校活性化条	【第2項】 条文変更 第1号及び第2号追加	
(2) その他、区担当教育次長が適当と認める者	2 赤星粉は 15 上毎度なまで		
3 委員数は、15 人程度とする。 4 区担当教育次長は、委員を選定するに当たり、選定しようとす る委員が属する学校協議会が置かれている小学校等の校長又は当該 学校協議会会長の意見を聴くものとする。			
5 委員の任期(第1項の規定により業務を委託する期間をいう。 以下同じ。)は、2年とする。ただし、他の委員の任期中に新たに選 定される委員の任期は、他の委員の残任期間とする。	5 委員の任期(第1項の規定により業務を委託する期間をいう。 以下同じ。)は、2年とする。ただし、他の委員の任期中に新たに選 定される委員の任期は、他の委員の残任期間とする。		
6 委員は、連続して3回以上選定されることができない。7 委員には、報奨金その他の業務の対価を支払わないこととする。	6 委員は、連続して3回以上選定されることができない。7 委員には、報奨金その他の業務の対価を支払わないこととする。		

東成区教育会議開催要綱 新旧対照表

	女贼河往女啊 利111713533	
新	IΒ	備考欄
8 区担当教育次長は、次のいずれかに該当することとなったとき は、委員としての業務の委託を解除することができるものとする。	8 区担当教育次長は、次のいずれかに該当することとなったとき は、委員としての業務の委託を解除することができるものとする。	【第8項】 第3号条文変更
(1) 委員が心身の故障のため委員としての業務の執行ができない と区担当教育次長が認めるとき	(1) 委員が心身の故障のため委員としての業務の執行ができない と区担当教育次長が認めるとき	
(2) 委員が会議の場において又は委員の名において、特定の政党 その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機 関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙 又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する 目的をもって、次のアからオまでに掲げる行為をしたとき	(2) 委員が会議の場において又は委員の名において、特定の政党 その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機 関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙 又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する 目的をもって、次のアからオまでに掲げる行為をしたとき	
ア 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘する行為 イ 署名運動 ウ 寄付金その他の金品の募集又は配布 エ 会場での文書、図画、音盤又は形象の作成、回覧、配布、朗読又は掲示その他会場の施設の利用 オ 政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものの着用、表示、制作又は配布	は掲示その他会場の施設の利用 オ 政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いら	
(3) 第2項 <mark>第1号</mark> の規定により選定された委員が、学校協議会の 委員でなくなったとき (4) 前3号に掲げるもののほか、委員がその適格性を欠くと区担 当教育次長が認めるとき	(3) 第2項の規定により選定された委員が、学校協議会の委員でなくなったとき (4) 前3号に掲げるもののほか、委員がその適格性を欠くと区担 当教育次長が認めるとき	

東成区教育会議開催要綱 新旧対照表

新	П	備考欄